



国際的知財環境の行方

貿易的側面にグローバルな共生的側面を加えて

世界知的所有権機関 特許政策部 特許法課 上席法律担当官
宮本 智子

1. はじめに

特許懇誌前号に「国際関連施策の総括」と題して、特許懇編集委員会が平成元年以降の日本の国際的な知的財産施策をまとめている。年表にて過去15年間にわたる国際情勢の変遷が一覧できるが、知的財産権の分野における国際情勢の変化の激しさに改めて驚かされる。日本における過去15年間の歴史が示すように、あらゆる面での国際情勢の変化、科学技術の進展がユーザーの新たなニーズを惹起し、各国の知的財産法制度、知的財産政策に影響を与えていく。

本稿では、筆者の限られた経験に基づき、今後のグローバルな知財環境の行方を占う上で重要と思われる要因を順不同でピックアップしてみたい。(なお、言うまでもなく、本稿の文責は筆者にあり、筆者の個人的見解である旨を断っておきたい。)

2. 貿易的側面の更なる拡大

1986年のガット閣僚理事会において、知的財産権の貿易関連側面がウルグアイラウンドの交渉項目として選定されたのち、先進国と途上国との熾烈な駆け引きの末に1994年に成立したTRIPS協定は、当時すでに進展していた国際経済のグローバル化を父に、貿易の多角化を母に生まれてきた、まさに時代の申し子だった。あれからほぼ10年。知的財産権を包括的な貿易交渉の中で議論する手法は、今後はWTOの枠組みのほか、二国間貿

易交渉や地域貿易交渉の枠組みの中で、更に活発に使われていくだろう。

とりわけ、自由貿易協定の中に知的財産権条項を入れる例が増えてきている。TRIPS合意は、全WTO加盟国に対して知的財産権保護のミニマム・スタンダードを義務化する成果をもたらした。しかしながら、貿易相手国の広がり、貿易構造の変化とともに、相手国の状況に応じて、TRIPS協定以上のスタンダードあるいはTRIPS協定の範囲外の事項の遵守を求めあうようになってきている。最近では、米国と中米4ヶ国との間で中米自由貿易協定(CAFTA)¹⁾が合意され、あらゆる知的財産権の分野にまたがって、選択的に特定された事項が規定されている。また、アメリカ自由貿易地域(FTAA)交渉においても、知的財産権条項の挿入をめぐるもめているようだ。

更に、貿易構造の変化という面では、いわゆる貿易のソフト化(サ・ピス貿易の拡大)が更に拡大していくだろう。90年代末に話題をさらったビジネス・モデルに関しては、以前のようなホットな議論は最近聞かれないが、あるいはコンテンツの保護、あるいは知的財産権事件の国際的管轄権といった分野において今後の国際的な動向が興味深い。

このような状況の中では、知的財産権が対外貿易および外貨獲得の手段という観点から語られるのも、あながち不思議ではないのかもしれない。例えば特許の分野においては、特許制度が、いわゆる国内の発明活動の活発化という観点を超えて、対外貿易の拡充というアジェン

1) <http://www.ustr.gov/new/fta/Cafta/text/>

知的財産権に関しては、未加盟の国際条約に加盟するデッドラインを設けているほか、特許分野では、米国にあるような特許付与手続きの遅れを補償する特許権利期間の延長制度の導入、12ヶ月グレースピリオド、記載要件等が規定されている。

ダの中で検討されていく。その結果、知的財産という項目が、高度に政治的なレベルで議論されていく傾向があるように思われる。

さて、知的財産権に関連する事項が議論される多国間交渉の場は、当然ながらWTOや自由貿易交渉だけではない。WIPOの中にも性質の異なるいくつかのフォーラムがあり、後述するように生物多様性条約（CBD）の枠組みの中でも遺伝資源へのアクセスと利益分担、伝統的知識の保護といった観点で議論が行われている。その結果、あるフォーラムで合意された結論が、他のフォーラムでの議論に影響を与えかねない。当然ながら、各国とも、各フォーラムでの議論の進捗状況を分析しつつ、時には押し、時には引き、自国の利益を最大限に引き出すべく駆け引きが行われている。

3. グローバルな共生との融合

「ユーザーフレンドリー」という言葉が、我々の業界でマジック・ワードのごとく使われだしたのは、いったいつ頃からなのだろうか。通常、「ユ-ザ-フレンドリ-」は、「簡素化された低コストの手続きで国際的に権利を取得できること」の代名詞のように唱えられている。例えば、1995年に締結された商標法条約（TLT）、2000年に締結された特許法条約（PLT）は、いずれも方式要件の簡素化を目指したものであり、旗印はユ-ザ-フレンドリ-であった。また、前号で下道氏が紹介されているように、特許協力条約（PCT）はユ-ザ-フレンドリ-の立場で、より使いやすい制度をめざし数々の改正が重ねられ、現在も制度改革（PCTリフォ-ム）が進行中である。

ここで、「ユ-ザ-フレンドリ-」の「ユ-ザ-」とは、直截的には「特許を取得・活用する人たち」を指しているように思われる。また、特許制度の趣旨に従えば、国際的な特許制度へのアクセスが容易になればなるほど、知的創造サイクルが活性化され、特許権利使用者（ライセンス-）、同業他社、ひいては知的創造成果を商品として享受する一般市民も間接的に利益を受けること

になるのであろう。

しかしながら、ここに来て、特許制度が仕えるべき「ユーザー」は誰なのか、という疑問がいろいろな場面で再提示されてきている。全世界の97%の特許が先進国からの特許権者に所有されている。日米欧からの特許権者は、米国特許及び欧州特許のほぼ90%を占める。対外ロイヤルティー、ライセンス料の支払いも、ほとんどが先進国間のやりとりにほかならない²⁾。知的創造サイクルの直接的利用者の大多数が先進国である現状において、システムに参加できない国々から不満の声が上がっている。最も、この現象は今に始まったことではなく、古典的な先進国-途上国問題のひとつかもしれない。しかしながら、TRIPS協定から10年、知的財産権分野で妥協したものの、技術移転の拡大、農産物貿易の拡張を肌で感じられない国々の鬱憤は晴れない。

このような古典的問題に加えて、近年、特許制度の恩恵に疑問を投じる人々がほかにもいることを紹介したい。まずは、特定の市民団体。基本的に、特許システムにより市場の独占が図られ小売価格が上昇するとスタンスをとる。米国では政治的ロビイングの力もあり、医療・医薬品への関心も高い。途上国におけるエイズ薬等へのアクセスの問題に関しては、国境なき医師団（MSF）等他のNGOと協調して、初期のころから強制実施権の使用を求めると活発な活動を展開していた団体もいる。また、オープンソ-スや遺伝子特許に異議を唱える人々は、特定の技術分野の発展は特許制度に馴染まないと主張する。先進国の中でも特に欧州ではこのような論調が顕著である。例えばバイオ発明の法的保護に関するEU指令は、主にDNA関連発明や公共の福祉に反するバイオ発明の統一規定を定めるため、1998年7月、難産のすえ成立した。しかしながら、履行期限の2000年7月を大幅に越えても国内法を整合できない国々が続出し、2003年7月、ドイツ、フランス、オランダ等8ヶ国が欧州司法裁判所に提訴された³⁾。また、コンピュータ-ソフトウェアの保護に関しては、EU各国における特許性判断の不統一、特にビジネス方法発明に対する考え方の混乱を受けて、2002

2) Human Development Report 1999 (UNDP) によると、上位10ヶ国が、全世界の研究開発費の84%を占め、90%以上の対外ロイヤルティー-、ライセンス料を受け取っている。

3) http://www.europa.eu.int/comm/internal_market/en/indprop/invent/index.htm

年2月、コンピュータ実施発明の特許性に関する指令案がEC委員会により提示された⁴⁾が、現行のヨ - ロッパ特許庁 (EPO) の判例・実務よりも後退した保護レベル (媒体クレーム、プログラムクレームは認められない) となっていた。これを受けて、EU議会は、更に制限的な条項を盛り込んだ修正案⁵⁾を2003年9月に可決した。両者の相違は大きく、成立まで難航が予想される。以上、共通する問題意識は、特許制度の恩恵に対する疑問であろう。知的創造サイクルの論理は、知的創造者への報酬と更なる創造の活性化というミクロな観点からは非常にわかりやすい。しかしながら上述の問題意識に答えていくにはマクロ経済的観点から見た特許制度の役割を実証していく必要があるのではないだろうか。

人類のグロー - バルな共生のために、技術発展は大きな寄与をしようが、ほかに重要なファクター - があるのは言うまでもない。例えば、環境保護、人権保護、教育の普及といった項目は、我々が地球上で共存していく上で不可欠の要素であろう。特許法はこのような問題とシナジ - をとりつつ発展してきたし、今後もそうあるべきであろう。WTOにおける「TRIPS合意と公衆衛生に関するド - ア特別宣言・パラグラフ6問題」(本号で夏目氏が詳述されている)は、エイズ等の深刻な危機に直面して、特許法の強制実施権規定を微調整することによりひとつの解決メカニズムを提示し、一応の決着をみた。今後とも、人類共通の課題とも言うべき様々なファクター - が交錯するなかで、地球規模の持続的発展のため、どのような状況でどこまで特許法によるチューニングが図られるべきなのか、回答を迫られることが多くなるのかもしれない。その先駆けともいえるのが以下で取り上げる環境問題との整合性である。

4. 遺伝資源へのアクセスと利益分配、伝統的知識及びフォ - クロアの保護

生物多様性条約 (CBD) は、生物の多様性の保全、

遺伝資源の持続的利用及び遺伝資源の利用から生じる商業的利益の配分を目的としている。CBD第15条は、自国の遺伝資源に対するアクセスに関する権限は、当該国の法令に従い締約国政府に属することを認め、遺伝資源の研究・開発の成果および商業的利用から生ずる利益は遺伝資源の提供国と公平かつ衡平に分配しなければならない旨を定めている。また第8条(j)では、締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する先住民の伝統的知識を利用することによりもたらされる利益の衡平な配分を奨励することが求められている。そこで、このような遺伝資源の利用または伝統的知識の利用に係る利益分配を担保するための一種の補助手段として、発明が遺伝資源を利用するものである場合は、特許明細書中に遺伝資源の出所を表示し、遺伝資源に対するアクセスと利益分配が同意されている (prior informed consent) 証拠を提出することを特許要件として特許法上に規定している国々がある。しかしながら、圧倒的多数の特許出願が先進国でなされる現状では、遺伝資源の利用状況をチェックするという目的のためには、このような規定が先進国においても義務化されないと実効性が乏しい。そこで、このような要件を国際的な規定として盛り込む要求がWIPO、WTO、CBDの各フォーラムに提出されている。これに対し、画一的な出所表示記載または上記証拠の提出は、伝統的な特許法上の記載要件とは相容れない面があるため、一部先進国は上述のような規定の導入に強く反発している⁶⁾。しかしながら、ヨ - ロッパを中心にしてこのような規定に理解を示す先進国もでており、今後引き続き、解決策を模索していかねばならない。

また、伝統的知識の保護に関しては、上述の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための知識に限らず、文化や動植物に関する伝統的な知恵全般の保護を国際的に求める動きも無視できない。このような広義の伝統的知識の包括的保護は、現行の知的財産法体系には馴染まないため、国際的に固有の (sui generis)

4) http://www.europa.eu.int/comm/internal_market/en/indprop/comp/index.htm

5) たとえば、インターオペラビリティを確保するため、特許発明が専ら異なるコンピュータ・システムやネットワークの規約 (conventions) のコンバージョンに使用される場合は特許侵害とならない旨が規定されている。

6) 日本は、TRIPS理事会の場において、上述のような出所表示要件はTRIPS合意に新たな要件を追加すると一貫して主張している。

法制度を作る提案がなされている。しかし、ここ数年、公知公用の伝統的知識に鑑みて新規性、進歩性のない発明に誤って特許が付与されることを防ぐ手段として、伝統的知識のデータベースの構築、国際特許分類の改正、PCT最小限資料への伝統的知識関連刊行物の追加といった、より具体的、現実的な解決策も着々と検討が進められている。

WIPOの中では、上記2点にフォークロアの表現の保護を加えた3点が、2001年に発足した「知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）」で検討されている⁷⁾。昨年9月のWIPO一般総会では、今後2年間のIGCのマンデートとして、「他のフォラムでの作業を妨げることなく、とりわけ国際的次元の検討を行い」「いかなる成果（含、国際的文書の作成）も排除されない」旨を合意した。「国際的文書」には、条約、モデル法、勧告・決議等さまざまな形態が含まれると思われるが、比較的前向きな国が多い遺伝資源の利益配分に関する契約モデルの作成などをはじめとして、何らかの国際的なルール作りが模索される可能性がある。

5. 国際的コンセンサスが醸成される過程

以上のように、知的財産権の議論が他の分野に進出し、また、他の分野が知的財産権の分野に進出するにつれて、国際的コンセンサスを生み出す国際会議の様子も随分と変わってきた。私が関与するWIPO特許法常設委員会は、6年前はいわゆる知財専門家の会合の趣だった。昨今は知財分野に特化されないNGOもオブザーバとして参加している。もちろん主な参加者は各国特許庁からの専門家であることに変わりはないのだが、貿易等、国家の総合的利害関係の中での知財の位置が確立するにつれて、各国とも対処方針は国際政策的観点からプライオリティー付けが行われていく。その結果、国際会議のプロである職業外交官が活躍する機会も増えてきている。

また、国際的コンセンサスが醸成される過程でのNGOの役割は今後とも増え続けるとと思われる。WIPOのパーマネント・オブザーバ資格は、国際NGOだけ

でなく特定の要件を満たせば内国NGOも取得することができる。今までも、NGOは、WIPOだけでなく他の国際機関でも大きな役割を果たしてきた。彼らの主張はいくつもの国際取り決めに結実されている。バランスの取れた知財制度、国家戦略的見地に立った知財制度という面から政府の観点も必要になるが、知財制度を利用する人々や一般市民の観点も同様に貴重である。今後は、前述のごとくさまざまなNGOまたは市民団体が議論に直接的・間接的に参加する機会が増加していくだろう。彼らは必ずしも知的財産を専門とする団体ばかりではないし、知的財産に対して肯定的な団体ばかりであるとは限らない。従前の「特許屋」の論理は通用せず、普遍性を持った説明能力が求められていると思う。

6. 国内法のハーモナイゼーションと国際制度の拡充

パリ条約以来、国際的取り決めの歴史はハーモナイゼーションの歴史でもある。いつの時代も、各国制度、運用の相違に日々直面している出願人の不満感が各国法の調和を推し進めてきた。加えて、最近では、各国特許庁のワークロードの増大がハーモナイゼーションを後押しする動機付けとなっている。まだ表面化していないが、TRIPS協定の完全実施を受けて途上国特許庁においても滞貨の拡大が問題となる日も遠くはないのではないだろうか。その時は、なんらかの国際的協力関係の確立が求められるであろう。

そもそも現行の知財関係条約には、大別して国際的枠組を作るタイプと各国国内法を調和させるタイプとの2種類があるように思われる。前者には例えばPCTやパリ条約の優先権制度が該当し、後者のタイプにはPLTや現在議論は進められている実体特許法条約（SPLT）が該当するであろう。前者の国際システム条約は、加盟することにより自国民（あるいは政府）が当該国際システムの「仲間内」の利益を直接享受できるのに対し、いわゆる国内法のハーモナイゼーションを目指した条約は、自国民が自国域ですでに享受している利益を他国域でも享受できる（または自国民が他

7) WIPOにおけるこれらの項目に関する活動は、<http://www.wipo.int/tk/en/index.html>で入手できる。

国域で蒙っている不利益を排除する)べく要求するところからはじまり、国内法の調和という目的に照らせば、条約への加盟の如何にかかわらず、全ての国が条約と整合が取れた国内法に改正することで完結する。

興味深いのは、このようなタイプの異なる国際取り決めが、車の両輪のように相補いながら更なるハ・モナイゼーションが進んでいることである。例えば、PLT締結に向けての議論はPCTを最新の情勢に整合させる下敷きとなった。また、2004年1月1日より施行されているPCTサ・チ審査ガイドラインには、検討中のSPLTガイドライン案の中から、現時点において各国国際調査・予備審査機関が(妥協することなく)合意できる範囲が盛り込まれるとともに、各調査・予備審査機関のあいだでの議論は今後のSPLTの議論に貢献している。

TRIPS協定は、最低限の知的財産権制度の導入をWTO加盟メンバーに求めているため、実体審査に十分なリソースをさけない国々の悩みは、いかに付与された特許の質を担保するかにある。現実問題として、基本的には大きな特許庁のリソースに頼らざるを得ない。審査プラクティスの実体的なハ・モが主要特許庁間で進み、主要国における特許の質が担保されれば、結果的にそれらの国のサ・チ審査結果を利用している国々も、信頼性のあるサ・チ審査結果に基づいた権利付与が可能となっていく効果がある。

特許の分野では、PCTが国際的な出願を行うスタンダードとしての地位を確立し、PCTリフォームを通じて、更に国際調査及び予備審査の使い勝手が良くなるよう検討が続いている。商標の国際登録制度(マドリッド・システム)も、マドリッド・プロトコルへの日米の加盟を受けて、いよいよ地理的にも「国際的」な条約に発展してきている。今秋にはEUの加盟も見込まれており、ヨーロッパでの権利取得に関して益々利便性が向上することが見込まれる。更にスペイン語での出願が本年4月1日より開始されることを受けて、南米諸国の加盟にも拍車がかかることが期待されている。意匠の国際登録制度(ヘグ・システム)は、日米等の審査国の要望を勧案して、1999年にジュネーブ・アクトが採択され、本年4月1日より運用が開始される。今後の課題は、いかにメンバー構成をヨーロッパ偏重から他の地域へと広げて国際登録のメリットを引き出せるかにあると思われる。

7. 条約とソフト・ロ -

国際的ルール・メイキングの手段として、WIPOは従前より条約という枠組みを重視してきた。しかしながら、急速な科学技術の進展と社会の変化に柔軟に対応するため、1998 - 99年度WIPO活動計画の中に、ソフト・ローの併用の可能性が盛り込まれた。ソフト・ローとは、例えば、総会における決議や勧告あるいはモデル法のような合意形態を指し、条約に比較して拘束力は弱い、手続き的に簡便で時代の変化に即応でき、かつ合意事項が一定の指針として尊重される利点がある。以後、商標の分野では周知商標の保護に関する決議、商標ライセンスに関する決議、インターネット上における商標及び標章に関する他の工業所有権の保護に関する決議がパリ条約同盟総会及びWIPO一般総会の共同決議として採択された。いずれもメンバー国が国内法を運用する際の指針として活用されている。2000年に特許分野の実体ハーモナイゼーションの議論を再開する際に、複数国が言及したのが「ディープ・ハーモナイゼーション」である。国際的に最低限の法的枠組み作りが進む中で、各国法の運用面の調和にも目が向けられている。商標法以外にも、他の知的財産分野や前述の伝統的知識の保護等の分野でソフト・ローの可能性が存在する領域は多いと思われる。

8. 知財コミュニティ - の相互接続

大量の情報が世界中を瞬時に駆け巡る今日、各国特許庁の情報公開の進展には目を見張るものがある。筆者が特許庁審査部にて「出願照会端末」で先願の状況をチェックしていた頃には、当該情報がインターネットでスイスから見れるようになるとは想像もしなかった。このような特許庁から外部への情報公開に加えて、各国特許庁間のオンラインによる相互接続もさらに進んでいくと予想される。現在のように三極間だけでなく途上国特許庁をもつなげたグローバルなネットワークは、国際的に業務の透明性を高めるとともに、情報の共有により各庁間の協力関係を深めることができるので、先進国にとっても途上国にとってもメリットがあるように思われる。世界中に点在するWIPO全加盟国の300以上の知財庁をオンラインで結び種々のサービスのプラットフォームにしようというWIPONETプ

ロジクトは、現実には特許庁をインターネットにつなげるところから始めざるを得なかった。PCTのオンライン化のような国際的サービスのオンライン化は、ビジネスのニーズに押されて、サービス利用者及び各国特許庁のグローバルなネットワーク化を加速させるだろう。

そもそも産業財産権情報の標準化は、コンピュータ以前の紙出願のころから、他の分野に先立って最も国際的に標準化が進んでいた。三極でも機械化のプロジェクトが他の分野をリードしている。産業財産権情報の標準化、情報の受け皿の標準化、より簡便な情報へのアクセスはいつの時代にも、媒体を超えて志向されてきた課題のようだ。

9. おわりにかえて

以上、私の専門が特許分野であるため、どうしても話題が特許関連に偏ってしまったことをご勘弁願いたい。また、あえて三極特許庁のリーダーシップには触れなかったが、三極特許庁の協力体制が国際的に重要な役割を果たしていることは衆目の一致するところであろう。

最後に、参考までに、昨年9月のWIPO一般総会にWIPO事務局長より提出された、WIPOの中期的ビジョンと活動方針に関する文書を見ると、「より簡便、低コスト、確実な権利の付与と執行」といった文言の他に「社会的発展、経済成長、富の創造のための重要な手段としての知的財産」、「文化、出身、社会システムの多様性を認識する人々に知的財産を近づける」といった言葉が並んでいる。本稿のタイトルには国際的知財環境の行方とあるが、もはや「宇宙環境」や「DOS環境」のような他から隔離された「知財環境」は存在しない。貧困問題、人権問題、食糧問題、環境問題、さらには文化と宗教の違いを巻き込んだ知財環境は、我々が生きる「国際環境」にほかならないのではないだろうか。

Profile

宮本 智子 (みやもとともこ)

1986年 特許庁入庁
その後、電子回路、映像機器の審査に従事。また国際課に併任

1994 - 1996年
世界知的所有権機関、工業所有権法律部に派遣

1997年9月～
世界知的所有権機関に勤務

